

秋田県公報

目次

公安委員会規則

秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則 (一・警察本部総務課) ……………一

秋田県警察本部が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則 (一・警察本部総務課) ……………一

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第1号

秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年1月5日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道
規則の一部を改正する規則

秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則 (平成14年秋田県公安委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。

第2条中「行政文書公開請求書(様式第1号)による」を「警察本部長が別に定める様式による請求書により行う」に改める。
第3条から第5条までを削る。

第6条中「次の各号に掲げる」を「当該」に、「の種別に応じ、当該各号に定める方法」を「を専用機器により再生したものの視聴、用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は電磁的記録に係る記録媒体に複写したものの交付」に、「当該各号に定める方法」を「これらの方法」に改め、同条各号を削り、同条を第3条とする。

第7条第2項中「(行政文書を複写したものと並びに前条第2号

に規定する用紙に出力したものと及びこれを複写したものを含む。以下この項、次項、次条及び第9条において同じ。)」を削り、同条を第4条とする。

第8条の見出し中「作成方法等」を「交付の部数」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条を第5条とし、第9条を第6条とし、第10条を削る。

第11条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「警察本部警務課総務課秋田県警察情報公開センター」を「警察本部警務課総務課情報公開センター」に改め、同条第2項を削り、同条を第7条とする。

第12条の見出し中「通知」を「報告」に改め、同条中「通知する」を「報告する」に改め、同条を第8条とし、本則に次の1条を加える。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、公安委員会が保有する行政文書の公開等に関し必要な事項は、警察本部長が別に定めるものとする。

様式第1号から様式第12号までを削る。

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

警察本部告示

秋田県警察本部告示第1号

秋田県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年1月5日

秋田県警察本部長 杵 淵 智 行
規程の一部を改正する規程

秋田県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程 (平成14年秋田県警察本部告示第5号) の一部を次のように改正する。

第2条中「行政文書公開請求書(様式第1号)による」を「別に定める様式による請求書により行う」に改める。

第3条から第5条までを削る。

第6条中「次の各号に掲げる」を「当該」に、「の種別に応じ、当該各号に定める方法」を「を専用機器により再生したものの視聴、用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は電磁的記録に係る記録媒体に複写したものの交付」に、「当該各号に

定める方法」を「これらの方法」に改め、同条各号を削り、同条を第3条とする。

第7条第2項中「(行政文書を複写したものと並びに前条第2号に規定する用紙に出力したものと及びこれを複写したものを含む。以下この項、次項、次条及び第9条において同じ。)」を削り、同条を第4条とする。

第8条の見出し中「作成方法等」を「交付の部数」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条を第5条とし、第9条を第6条とする。

第10条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「警察本部警務課総務課秋田県警察情報公開センター」を「警察本部警務課総務課情報公開センター」に改め、同条第2項を削り、同条を第7条とする。

第11条の見出し中「通知」を「報告」に改め、同条中「通知する」を「報告する」に改め、同条を第8条とし、本則に次の1条を加える。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、警察本部長が保有する行政文書の公開等に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号から様式第11号までを削る。

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-876600 FAX 0863-000505
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄